

# あひだ

No.195

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

## 第8回税に関する絵はがきコンクール

応募作品  
VOL.5



古川第一小学校  
中鉢真唯



古川第一小学校  
船木芽生



古川第五小学校  
早坂凜



古川第五小学校  
成田紗菜



古川第一小学校  
武井優希



古川第一小学校  
石田千尋



古川第一小学校  
佐々木茉柊



古川第三小学校  
下山春香



古川第三小学校  
今野大地



古川第三小学校  
齋藤彩弥香



古川第一小学校  
古館康之介



古川第一小学校  
小澤龍生



古川第一小学校  
柳沼碧瑠



古川第一小学校  
横澤悠菜



古川第一小学校  
松岡実夢



古川第三小学校  
千葉遥菜



古川第三小学校  
木村桜彩



古川第一小学校  
安田唯



古川第一小学校  
成田さくら

「転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は、税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実。

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や基準要素のあり方を見直すことが必要である。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根

## III 地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

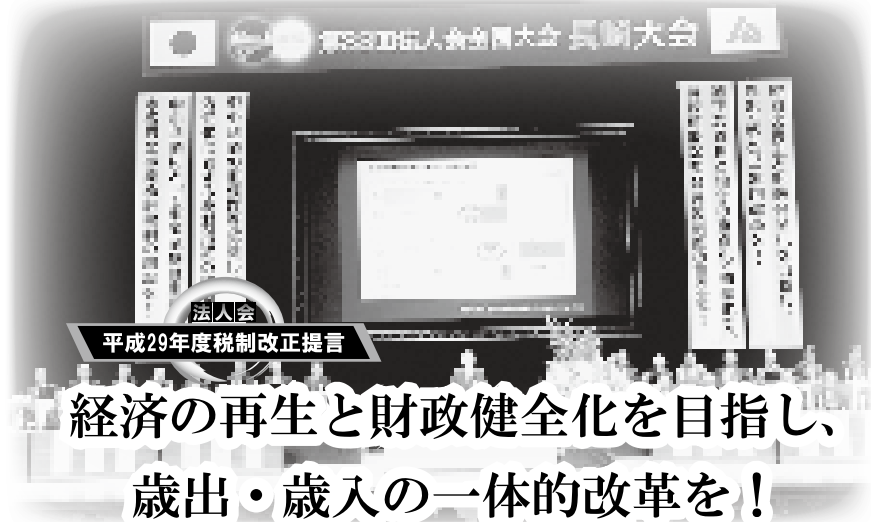
(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのため、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。



法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。

法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届き、毎年、多くの改正の実現をみてきています。今回の税制提言を要約掲載いたします。



## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められる。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられ、市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって、可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠で

ある。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを明確にしておきたい。

税率引き上げに向け、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

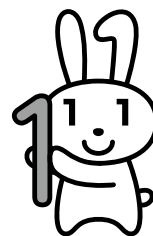
- (1) 現在施行されている「消費税

# 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

## 1 マイナンバー制度の概要

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

マイナンバー（個人番号）や法人番号は、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されており、申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類にマイナンバーや法人番号を記載する必要があります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 2 マイナンバー及び法人番号について

マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等※に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者、民法上の組合等には指定されません。

※ 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などをいいます（詳細は、国税庁ホームページ又は国税庁法人番号公表サイトをご覧ください）。

## 3 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認と身元（実存）確認を行う必要があります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

### 本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※  
※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類以上必要です。

- マイナンバーカードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。マイナンバーカードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載され、本人の写真が表示されます。
- 通知カードとは、マイナンバーを通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。

マイナンバーカード（イメージ）

通知カード（イメージ）



## 4 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方がマイナンバーを記載した税務関係書類を税務署に提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります（郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります）。

このパンフレットの内容は、平成 28 年 4 月末現在の法令に基づいて作成しています。

社会保障・税番号制度に関する問合せ先は、

古川税務署 法人課税第一部門（源泉所得税担当） TEL22-1711（代表）まで

# 源泉所得税に関する事務での取扱い

## 1 マイナンバー制度導入後の主な変更点

### 申請書、届出書等へのマイナンバー又は法人番号の記載

源泉徴収義務者（給与の支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する申請書、届出書等に、源泉徴収義務者のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

※ 平成 28 年度税制改正によりマイナンバー記載対象書類の見直しが行われ、一部の申請書、届出書等については、マイナンバーの記載を要しないこととされました。対象となる書類や適用開始時期について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

## 2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

### (1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」へのマイナンバー又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーが記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身のマイナンバー又は法人番号を付記する必要があります。

### (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、1 ページをご覧ください。）。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバーの提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

住所 京橋	東京国税商事株式会社	代表者 国税 太郎	45 1 20	本人
マイナンバー 9876543210987	マイナンバー 234567890123			
住所 千代田	東京都中央区築地5-X-X	104 XXXX	東京都千代田区露が関3-X-X	
氏名 国税 花子	49.10.18	東京都千代田区露が関3-X-X		
子 国税 一郎	10.1.31	東京都千代田区露が関3-X-X		
子 国税 二郎	11.12.25	東京都千代田区露が関3-X-X		

給与の支払者のマイナンバー又は法人番号を付記します。

給与所得者が本人のマイナンバーを記載します。

給与所得者が控除対象配偶者や控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載します。

平成 28 年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿<sup>(注)</sup>を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
2. 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
3. 退職所得の受給に関する申告書
4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 上記 1~4 の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。



# まつり

## みんなの笑顔にあいたくて

れました。県内の福祉施設や地元企業から多くの出店があり、施設利用者による歌や太鼓、来場者は5,000人を超え、賑やかに開催されました。



オープニングを飾った古川学園高校吹奏楽部の  
元気なマーチング演奏



力強い太鼓を披露してくれた大崎手をつなぐ太鼓の会の皆さん



会場には大勢のお客様が♡♡♡



少しずつ音を重ね  
最後には大迫力の音楽が完成しました



勇壮な火伏せの虎舞



娘すすめ。の皆さんと  
夢まつり実行委員会メンバーで最後に記念撮影

ました。また使用済み切手や未使用タオルにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。



第13回

# 大崎福祉 夢まつり

10月22日(土)大崎市古川のあさひ中央公園において、第13回大崎福祉夢まつりが開催され、お楽しみ大抽選会など、各種の催事が繰り広げられました。ぽかぽか陽気の秋晴れの中、



中鉢和三郎実行委員長・  
佐藤俊明会長



開会式にご臨席頂いた来賓の皆さま



ワオワオこもれびコンボの皆さんの見事な大合唱



夢まつりテーマソング  
「夢 歩き出そう」を初披露



遊びコーナーでは  
長蛇の列ができるほど大人気でした



フィナーレは会場の皆さんも参加してよさこい総踊り

第13回大崎福祉夢まつりにご協賛いただきました、多くの企業及び関係者の皆さまありがとうございます



# しつけ 実践マネジメント

人財育成の土台づくり

未来事業(株)エグゼクティブ マネージャー 石黒 和男

## 1 しつけとは

会社において、しつけとは「決められたことを、決められたとおりに実行できること」のように習慣づけることです。

習慣づけるためには、繰り返し実行することが必要となります。

例えば、クルマを運転する時のことを考えてみましょう。私の経験では、シートベルトを義務付けられた頃は少し抵抗がありました。

そのうち、繰り返し行っていくうちに、自然と運転席に座れば意識することなくシートベルトに手が伸びて、それを着用することが当たり前になったのです。

この例のように、何度も繰り返ししていると、それを実行しなければ落ち着かない、さらには、そのことを無意識に実行してしまう状

**しつけとは**  
「決められたことを、決められたとおりに実行できるように習慣づける」

↓

習慣づけるためには繰り返し実行すること  
◇事例  
クルマを運転するとき  
①シートベルトに手が伸びて、それを着用する。

## 2 しつけのルール

態までになる。このレベルまで到達すれば、習慣づいているといえます。

このように、しつけとは習慣づけることなのです。

しつけのルールは、元来儒教に由来し、祖先や親を崇高なものとして尊敬すること、社会の秩序を保つことを意図したものでした。

このことが江戸時代に入り、士農工商の階級に広く

浸透し、武家階級では主従関係の規範に、庶民階級では主人と奉公人との「しつけ奉公」などに見られるように、人々の生活に深く根づいていったのです。

いろいろ調べてみますと、しつけという字は本来中国の漢字にはないもので、「身に付いた美しさ」の意をもとに作られた和製漢字の一つであります。

このしつけは、仕付けとも書き、裁縫における針仕事で本縫いの前に、縫目を正しく整えるために仮にぎつと縫い付けておく「仕付け」を語源としていることが分かりました。

## 3 今なぜ、しつけなのか

企業では少ない投資で最大の利益を上げるために、いろいろなおこなが行われています。

メインは生産であり、営業であり、研究開発などではありません。

そしてこれらを効率よく稼働させるためにルールやマニュアルがつくられています。

このルールやマニュアルを社員が実行してくれているのかという問題が存在します。

数多くの社員の中には自分中心な人を見かけることがあります。

こういう人は、ルールなどに関しては納得して守る、あるいは守らせることが難しいのが実態ではないでしょうか。

このような人は、思いやりの心や、気配りの心に欠けているから、自分さえ良ければそれでよし、という考えが先行している人に見かけられます。

今、会社を挙げて全員で経営をしていかなければ存在価値がなくなる時代です。このようなときに、人財育成の土台づくりとして、

社員のしつけが真先に必要となっているのです。

## 4 5Sはなぜ崩れるか

5Sの中で躰しつけを「決められたことを、いつも正しく守る習慣づけの事」と定義しています。

しつけは、整理、整頓、清掃、清潔の要であり、最も重要な要素です。

ところが、しつけをないがしろにした5Sでは、不要ものを捨ててもすぐに不要物がたまり乱雑になってしまいます。

また、要るものと要らないものが入り混在しています。いくら言っても安全帽をかぶらずに作業をするなどの現象が次々に現れます。

朝の「おはようございま

5Sの定義	
<b>1S 整理 (Seiri)</b>	整理とは”必要なものと必要でない物をはっきり分けて不要な物を捨てること”
<b>2S 整頓 (Seiton)</b>	整頓とは”必要なものを使い易い様に、きちんと置き、誰でも分かるように明示する事”標準化
<b>3S 清掃 (Seisou)</b>	清掃とは”常に掃除をし、きれいにする事”清掃点検
<b>4S 清潔 (Seiketu)</b>	清潔とは”整理・整頓・清掃の3Sを維持する事”汚れない仕組みづくり
<b>5S 躰 (Situke)</b>	躰とは”決められたことを、いつも正しく守る習慣づけの事”愛情をもって叱る



「す」という挨拶さえもまともにできない会社は、何もやっても定着せず、5Sは崩れてしまっています。

このようにして会社を見てみますと、しつけは単に5Sの一要素というものを超越して企業発展の要ともいえます。

### 5 しつけのポイント

指導先で、よく社長からこんな質問を受けることがあります。

うちの社員は、私の言ったことを守らないのですよ。といったグチにも似た悲観的発言を耳にすることがあります。そして、決まっただけにすることは「しつけ」のことです。

相談を受けた社長には、まず、社長が理由を聞くゆとりと度量を持つことを説明しています。

そして、上手に聞き出し、本当の理由が分かったら次の処置をとることを勧めています。

- ① 知っていてルールを守らない。
- ↓ 厳しく叱ることも必要です。怒ってはいけません。

② 知っているが守れない。守りにくい。

↓ ルールを見直し改訂しましょう。

③ 知らなかった。

↓ 納得するまで教えましょう。

品質管理の基本的な考え方に「次工程はお客様」ということがあります。

これによって、後の人に喜んでいただける作業をする心が培われるのです。

このしつけをする方法は、繰り返し、繰り返し辛抱強く地道に教えることがポイントです。

### 6 しつけのマネジメント

しつけマネジメントのポイントには、しつけを徹底するために、頭ごなしに叱るのではなく、問題解決の実践を通じて、しつけるといことが大事なことです。

しつけマネジメントを徹底するために、叱ることは効果的です。

さらにいえば、叱ることができなければ、しつけは

出来ないといっても過言ではありません。

叱り方にはコツがあります。ここでは、叱り方のポイントを7原則として紹介します。

① 勇気を持って叱れ

相手が叱ったことをわかってくれて、行動が変わることを信じて叱ることです。

② 怒るな、叱れ

叱ると怒るとは違います。叱る態度とは冷静なことです。情を持って叱ることが基本原則です。怒ると叱るの違いを次に表で示します。

No	怒る	叱る
1	感情を表に出す	愛情を表に出す
2	相手を威圧する	相手を伸ばす
3	甘やかす	褒める
4	本人が目の前にいなくてもよい	必ず本人が目前にいる
5	その場で怒らなくてもよい	その場で叱ることが原則
6	不信づくり	しつけづくり
7	職場のムードが沈滞化	職場の背筋がピンとなり、活性化

③ 間違っただけはすぐ叱れ

間違っただけの場合には、その場ですぐに叱るとよい。

叱られたことと、自分の行動が明確に結び付けば、改善につながりやすくなります。

④ 事実について叱れ

叱る内容は、事実に基づいて具体的に叱るべきだ。推測や憶測で叱ってはいけません。事実に基づいて叱るときは、次のポイントです。

- ・ 現物を確認しながら
- ・ データをもとにして
- ・ 現実の行動について
- ・ 本人の発言や態度について

また、具体的に叱るときは「もっと注意して行動しろよ」という叱り方ではなく、どこを、どのようにすればよいかを具体的に指摘するとよいでしょう。

⑤ 場を選び叱れ

叱る場面については、叱るタイミングをと場所を選択することが大切です。特に人前では叱ることはやめましょう。

⑥ 言い放しにせず、気を配れ

叱ったことの意味をもう一度本人に具体的に分かり

やすく説明します。

「なぜ、叱ったか」ということを繰り返し説明することが大事なことです。

⑦ 個人の人格を否定するな

部下の性格や人格を否定するような叱り方をしてはなりません。

例えば、よく遅刻する部下に「何やってるんだ、だらしないヤツだな」といった叱り方はしないことです。「もう10分早く出勤するように」というように、行動を指摘するとよいでしょう。

### 最後に

しつけとは、意識だけでなく、行動が変わらなければなりません。

まず、と思われれることは、すぐに実行しましょう。

実行を積み重ねることで、習慣づいていくものです。












物事は、それを実行すること、もっとも価値があります。

実行力がある企業は、企業としても基本的なしつけの力を身につけているといえます。

# 国外居住親族を扶養控除等の対象とする場合の確認方法は？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士・AFP 山 端 美 徳

-  **リサ** 従業員のなかに、国外で居住している親族について扶養控除等の適用を受けようとする方がいます。適用を受けるにあたって、いくつかの確認書類の提出が必要だと聞きましたがどういったものですか。
-  **サキ先生** 非居住者である国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その従業員の親族であることを証明する「親族関係書類」と、その年に生活費や教育費に充てるために送金等をしたことを明らかにする「送金関係書類」の提出あるいは提示が義務化されています。
-  **リサ** 従業員の親族であることの証明は、扶養控除等申告書の提出時に戸籍の附表の写しとパスポートの写しによって確認が済んでいます。年末調整の時までに確認する「送金関係書類」は、どのような書類ですか。
-  **サキ先生** 「送金関係書類」とは、①金融機関が発行した書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により、従業員が国外居住親族へ送金したということを明らかにする書類またはその写し、②クレジットカード発行会社の書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを使用して商品等を購入したことにより、その代金を従業員が支払ったことを明らかにする書類などの提出あるいは提示が必要です。
-  **リサ** クレジットカード発行会社の書類とは、具体的にどのようなものですか。
-  **サキ先生** 従業員本人がクレジットカード発行会社と契約し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を従業員が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）の利用明細書が該当します。
-  **リサ** 送金等は知り合いを通じて現金で手渡ししているので、「送金関係書類」がないと言われたら、扶養控除等を適用することはできないのですか。
-  **サキ先生** 扶養控除等の適用を受けようとする場合には、「送金関係書類」の提出または提示が必要とされていますので、「送金関係書類」の提出または提示がない場合には、その国外居住親族に関しては、扶養控除等を適用することはできません。
-  **リサ** それでは、従業員から現金で渡したという申立書が出された場合はどうですか。
-  **サキ先生** 現金で渡したとの申立書が出された場合であっても、その申立書は、所得税法に定める「送金関係書類」には該当しませんので、その国外居住親族については、扶養控除等を適用することはできません。
-  **リサ** 「親族関係書類」は扶養控除等申告書の提出時に確認し、扶養親族等として給与計算をしたとしても、年末調整の時までに「送金関係書類」の確認がとれなければ、扶養親族として認められず、不足の税金が発生する場合もあるのですね。気をつけないと。



平成28年分『年末調整説明会』のお知らせ

開催月日	受付開始時間	説明会開始・終了時間	会場	対象地域
11月16日(水)	9時30分	10時～12時	大崎市民会館 大ホール	大崎市のうち古川地域 色麻町、涌谷町
	13時30分	14時～16時		大崎市のうち田尻・松山 鹿島台・鳴子温泉・岩出山 三本木地域・加美町・美里町

- 1 年末調整関係書類に不足がある場合は、説明会場及び古川税務署で配布いたします。
- 2 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等の御都合が合わない場合は、他の時間帯への出席が可能です。
- 3 会場駐車場は、大崎市民会館駐車場のほか荒雄公園駐車場を準備しておりますが、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。
- 4 説明会で使用する書類
  - 年末調整のしかた
  - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
  - 給与支払報告書(総括表)の書きかた
  - 源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント
  - 番号制度に係る周知(法定調書リーフレット)



年末調整説明会に関する問合せ先  
古川税務署 法人課税第一部門(源泉所得税担当) Tel.22-1711 (代表) まで

みのり号で震災復興お買い物ツアーに女川へ

- 【日時】 平成28年9月7日(水)
- 【内容】 第5弾  
震災復興応援お買い物ツアーin女川
- 【行先】 女川駅かいわい
- 【参加人数】 112名
- 【担当】 古川支部



演歌舞踊・ラフターヨガ  
演歌などで、道中を満喫



女川駅をバックにツアー一行で記念撮影





法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



## 会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

**AIU保険会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

**AIU保険会社仙台支店**

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー23階  
TEL 022-726-7556  
FAX 022-227-0211

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

**URL**

[www.xpress.ne.jp/~hojinkai/](http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/)

**E-mail**

[ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp)